

指名手配被疑者の検挙に御協力を!

凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者をはじめ、全国の警察から指名手配されている人は約540人以上(令和5年8月末現在)となっています。これらの被疑者は、殺人、強盗などの凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領などの事件に関して指名手配されており、再び犯行を行う恐れがあります。

警察では、特に重大な犯罪の被疑者を選定したうえで、11月中に全国警察の総力を挙げて追跡捜査を行うこととし、これら被疑者の早期検挙に取り組んでいます。

指名手配被疑者の発見に向けた捜査活動には、皆さまのご協力がなくてはなりません。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも構いませんので、警察まで通報していただくようお願いいたします。



問 養老警察署 ☎34-0110

「税を考える週間」 税についての習字、作文などの入賞作品の展示について

■ 展示期間および場所

アクアウォーク大垣 11月7日(火)午後～14日(火)
イオンタウン大垣 11月15日(水)午後～21日(火)

■ 展示物(大垣税務署管内の入賞者のみ)

小学生の「税に関する習字」 【主催】東海納税貯蓄組合連合会
中学生の「税についての作文」 【主催】国税庁、全国納税貯蓄組合連合会
税に関する絵はがきコンクール 【主催】一般社団法人 大垣法人会

問 大垣税務署 ☎78-4101

11月11日から17日は
「税を考える週間」です



テーマ

これからの社会に向かって

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp>

税を考える週間

検索



裁判所からのお知らせ

裁判所より「裁判員制度」および「知財調停」についてお知らせします。

裁判員制度

～まもなく名簿記載通知を発送します!～

◎ 裁判員に選任されたらやっていただくこと
刑事裁判の法廷で審理に立ち会い、裁判官とともに評議し、判決に立ち会っていただきます。

裁判員等選任手続の流れ

今年
11月中旬
候補者への通知
調査票の送付

来年以降
6週間前まで
名簿からくじで選ばれた方に
選任手続期日のお知らせ・質問
票を送付

選任期日当日
裁判所での選任手続

名簿記載通知は裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝えるためのものです。
通知を怠らなさい、と書かれたり、通知を返さなければいけない、と書かれたりすることはありません。
調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、辞退が認められる場合には裁判所に申し出ていただくことのないよう、ご負担を軽減するためのものです。
辞退の申出ができる時期に制限はありません。
実際の事件の裁判員候補者に選ばれた後に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員として参加された方の16.3%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答されています(令和4年度アンケート調査結果より)。国民の皆さまの積極的な参加により、裁判員制度は円滑に実施されています。引き続きご理解と協力をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらをご覧ください。
「裁判員制度ウェブサイト」
<https://www.shibanin.courts.go.jp/>

裁判員制度 | 検索
Q&Aや手続がわかる動画も配信!

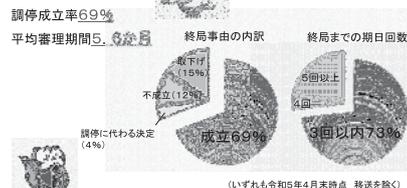
ご存じですか?
知財調停

知的財産権に関する紛争の解決に
知財調停を利用してみませんか。
東京地裁・大阪地裁に申し立てることが出来ます。

知財調停の特徴・利点

- | | |
|--|---|
| ① 柔軟性 | ② 迅速性 |
| <ul style="list-style-type: none"> 解決したい紛争を当事者が設定(特定の争点に絞った解決も可) 調停委員会の助言等を得て、当事者同士の自主的交渉に戻ること可能 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として第3回期日までに、調停委員会が争点について一定の見解を示し、迅速な紛争解決の実現を目指す |
| ③ 専門性 | ④ 非公開 |
| <ul style="list-style-type: none"> 調停委員会は、知財部の裁判官と知財事件の経験が豊富な弁護士・弁理士などで構成 | <ul style="list-style-type: none"> 手続は非公開 |

運用開始(令和元年10月)からの実績



裁判所では、新しくできた制度や裁判手続きを皆さまに知っていただくために、随時テーマを定めて裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/index.html>)でご案内していますので、ぜひご覧ください。

問 岐阜地方裁判所 ☎058-262-5122